

料 金 表

[供給電圧が低圧のお客さま用（標準）]

2022 年 4 月 30 日実施

株式会社グリムスパワー

料 金 表

〔供給電圧が低圧のお客さま用（標準）〕

目 次

| | | |
|----|---------------------------------|----|
| 1 | 対象となるお客さま..... | 2 |
| 2 | 料金表等の変更..... | 2 |
| 3 | 料金単価に係る消費税等相当額..... | 2 |
| 4 | 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金..... | 2 |
| 5 | 中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金..... | 3 |
| 6 | 関西電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金..... | 5 |
| 7 | 中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金..... | 6 |
| 8 | 四国電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金..... | 7 |
| 9 | 九州電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金..... | 8 |
| 10 | 東北電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金..... | 9 |
| 11 | 北陸電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金..... | 11 |
| 12 | 北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金..... | 12 |
| 13 | 延滞利息..... | 13 |
| 14 | 燃料費調整..... | 13 |
| 15 | 離島ユニバーサルサービス調整..... | 15 |
| 16 | 卸電力調整..... | 17 |
| 17 | その他..... | 18 |
| 附 | 則（実施期日）..... | 18 |

料 金 表

1 対象となるお客さま

この料金表[供給電圧が低圧のお客さま用(標準)](以下「この料金表」といいます。)は、当社の電気供給約款(2022年4月30日実施。以下「供給約款」といいます。)が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表等の変更

- (1) 当社は、この料金表を変更する場合には、供給約款2(供給約款の変更)を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、供給約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表または供給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表または供給約款によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

4 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯S、HK 従量電灯S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | 単価(税率10%) |
|------------------|--------------|
| 契約電流 20 アンペア (A) | 572 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア (A) | 858 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア (A) | 1,144 円 00 銭 |
| 契約電流 50 アンペア (A) | 1,430 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア (A) | 1,716 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単価(税率10%) |
|-------------------------------------|-----------|
| 最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 19 円 88 銭 |
| 120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)まで | 25 円 15 銭 |

| | |
|--|-----------|
| の1キロワット時 (kWh) につき | |
| 300 キロワット時 (kWh) をこえる1キロワット時 (kWh) につき | 27 円 51 銭 |

(2) 従量電灯 L、HK 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|--------------------------|------------|
| | 単価(税率10%) |
| 契約容量1キロボルトアンペア (kVA) につき | 286 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|-----------|
| | 単価(税率10%) |
| 最初の120キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき | 19 円 88 銭 |
| 120キロワット時 (kWh) をこえ300キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき | 25 円 15 銭 |
| 300キロワット時 (kWh) をこえる1キロワット時 (kWh) につき | 27 円 51 銭 |

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット (kW) の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット (kW) の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

| | |
|---------------------|--------------|
| | 単価(税率10%) |
| 契約電力1キロワット (kW) につき | 1,033 円 91 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|------------------------|------|-----------|
| | | 単価(税率10%) |
| 使用電力量1キロワット時 (kWh) につき | 夏季 | 17 円 37 銭 |
| | その他季 | 15 円 80 銭 |

5 中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯 S、HK 従量電灯 S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | 単価(税率10%) |
|------------------|--------------|
| 契約電流 20 アンペア (A) | 572 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア (A) | 858 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア (A) | 1,144 円 00 銭 |
| 契約電流 50 アンペア (A) | 1,430 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア (A) | 1,716 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単価(税率8%) |
|---|-----------|
| 最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 21 円 07 銭 |
| 120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 24 円 77 銭 |
| 300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき | 26 円 50 銭 |

(2) 従量電灯L、HK 従量電灯L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | 単価(税率10%) |
|------------------------|------------|
| 契約容量1キロボルトアンペア(kVA)につき | 286 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単価(税率10%) |
|---|-----------|
| 最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 21 円 07 銭 |
| 120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 24 円 77 銭 |
| 300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき | 26 円 50 銭 |

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

| | |
|-----------------------|--------------|
| | 単価(税率10%) |
| 契約電力 1 キロワット (kW) につき | 1,054 円 18 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|--------------------------|------|-----------|
| | | 単価(税率10%) |
| 使用電力量 1 キロワット時 (kWh) につき | 夏季 | 17 円 04 銭 |
| | その他季 | 15 円 49 銭 |

6 関西電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯 S、HK 従量電灯 S

料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|-----------|--|------------|
| | | 単価(税率10%) |
| 最 低 料 金 | 1 契約につき最初の 15 キロワット時 (kWh) まで | 333 円 71 銭 |
| 電 力 量 料 金 | 15 キロワット時 (kWh) をこえ 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき | 20 円 13 銭 |
| | 120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき | 25 円 80 銭 |
| | 300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき | 28 円 41 銭 |

(2) 従量電灯 L、HK 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|----------------------------|------------|
| | 単価(税率10%) |
| 契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき | 396 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|--|-----------|
| | 単価(税率10%) |
| 最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき | 17 円 73 銭 |
| 120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき | 21 円 21 銭 |
| 300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき | 23 円 48 銭 |

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

| | |
|-------------------|-----------|
| | 単価(税率10%) |
| 契約電力1キロワット(kW)につき | 983円13銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|----------------------|------|-----------|
| | | 単価(税率10%) |
| 使用電力量1キロワット時(kWh)につき | 夏季 | 14円62銭 |
| | その他季 | 13円13銭 |

7 中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯S、HK 従量電灯S

料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|-------|---|-----------|
| | | 単価(税率10%) |
| 最低料金 | 1契約につき最初の15キロワット時(kWh)まで | 337円37銭 |
| 電力量料金 | 15キロワット時(kWh)をこえ120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 20円79銭 |
| | 120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 26円64銭 |
| | 300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき | 27円50銭 |

(2) 従量電灯L、HK 従量電灯L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|------------------------|-----------|
| | 単価(税率10%) |
| 契約容量1キロボルトアンペア(kVA)につき | 407円00銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| | 単価(税率10%) |
| 最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 18円10銭 |

| | |
|--|-----------|
| 120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき | 23 円 45 銭 |
| 300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき | 24 円 24 銭 |

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワット (kW) の場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワット (kW) の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

| | |
|-----------------------|--------------|
| | 単価(税率 10%) |
| 契約電力 1 キロワット (kW) につき | 1,002 円 67 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|--------------------------|------|------------|
| | | 単価(税率 10%) |
| 使用電力量 1 キロワット時 (kWh) につき | 夏季 | 15 円 04 銭 |
| | その他季 | 13 円 75 銭 |

8 四国電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯 S、HK 従量電灯 S

料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|-----------|--|------------|
| | | 単価(税率 10%) |
| 最 低 料 金 | 1 契約につき最初の 11 キロワット時 (kWh) まで | 411 円 40 銭 |
| 電 力 量 料 金 | 11 キロワット時 (kWh) をこえ 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき | 20 円 37 銭 |
| | 120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき | 26 円 17 銭 |
| | 300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき | 28 円 36 銭 |

(2) 従量電灯 L、HK 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|----------------------------|------------|
| | 単価(税率 10%) |
| 契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき | 374 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単価(税率10%) |
|---|-----------|
| 最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 16円97銭 |
| 120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 21円82銭 |
| 300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき | 23円63銭 |

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

| | 単価(税率10%) |
|-------------------|-----------|
| 契約電力1キロワット(kW)につき | 1,007円64銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | | 単価(税率10%) |
|----------------------|------|-----------|
| 使用電力量1キロワット時(kWh)につき | 夏季 | 15円80銭 |
| | その他季 | 14円36銭 |

9 九州電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯S、HK 従量電灯S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | 単価(税率10%) |
|---------------|-----------|
| 契約電流20アンペア(A) | 594円00銭 |
| 契約電流30アンペア(A) | 891円00銭 |
| 契約電流40アンペア(A) | 1,188円00銭 |
| 契約電流50アンペア(A) | 1,485円00銭 |
| 契約電流60アンペア(A) | 1,782円00銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単価(税率10%) |
|-------------------------------------|-----------|
| 最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 17円46銭 |

| | |
|--|-----------|
| 120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき | 22 円 37 銭 |
| 300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき | 24 円 23 銭 |

(2) 従量電灯 L、HK 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|--------------------------|------------|
| | 単価(税率10%) |
| 契約容量1キロボルトアンペア (kVA) につき | 297 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|--|-----------|
| | 単価(税率10%) |
| 最初の120キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき | 17 円 46 銭 |
| 120キロワット時 (kWh) をこえ 300キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき | 22 円 37 銭 |
| 300キロワット時 (kWh) をこえる1キロワット時 (kWh) につき | 24 円 23 銭 |

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット (kW) の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット (kW) の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

| | |
|---------------------|------------|
| | 単価(税率10%) |
| 契約電力1キロワット (kW) につき | 913 円 32 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|------------------------|------|-----------|
| | | 単価(税率10%) |
| 使用電力量1キロワット時 (kWh) につき | 夏季 | 17 円 12 銭 |
| | その他季 | 15 円 43 銭 |

10 東北電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯 S、HK 従量電灯 S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使

用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | 単価(税率10%) |
|------------------|--------------|
| 契約電流 20 アンペア (A) | 660 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア (A) | 990 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア (A) | 1,320 円 00 銭 |
| 契約電流 50 アンペア (A) | 1,650 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア (A) | 1,980 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単価(税率10%) |
|---|-----------|
| 最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 18 円 58 銭 |
| 120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 24 円 56 銭 |
| 300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき | 27 円 23 銭 |

(2) 従量電灯L、HK 従量電灯L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | 単価(税率10%) |
|------------------------|------------|
| 契約容量1キロボルトアンペア(kVA)につき | 330 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単価(税率10%) |
|---|-----------|
| 最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 18 円 58 銭 |
| 120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 24 円 56 銭 |
| 300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき | 27 円 23 銭 |

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

| | |
|-----------------------|--------------|
| | 単価(税率10%) |
| 契約電力 1 キロワット (kW) につき | 1,141 円 65 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|--------------------------|-----------|-----------|
| | 単価(税率10%) | |
| 使用電力量 1 キロワット時 (kWh) につき | 夏季 | 15 円 95 銭 |
| | その他季 | 14 円 50 銭 |

11 北陸電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯 S、HK 従量電灯 S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|------------------|--------------|
| | 単価(税率10%) |
| 契約電流 20 アンペア (A) | 484 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア (A) | 726 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア (A) | 968 円 00 銭 |
| 契約電流 50 アンペア (A) | 1,210 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア (A) | 1,452 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|--|-----------|
| | 単価(税率10%) |
| 最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき | 17 円 85 銭 |
| 120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき | 21 円 08 銭 |
| 300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき | 21 円 81 銭 |

(2) 従量電灯 L、HK 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|----------------------------|------------|
| | 単価(税率10%) |
| 契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき | 242 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単価(税率10%) |
|---|-----------|
| 最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 17円85銭 |
| 120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 21円08銭 |
| 300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき | 21円81銭 |

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

| | 単価(税率10%) |
|-------------------|-----------|
| 契約電力1キロワット(kW)につき | 1,052円31銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単価(税率10%) | |
|----------------------|-----------|--------|
| 使用電力量1キロワット時(kWh)につき | 夏季 | 12円16銭 |
| | その他季 | 11円10銭 |

12 北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯S、HK 従量電灯S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | 単価(税率10%) |
|---------------|-----------|
| 契約電流20アンペア(A) | 682円00銭 |
| 契約電流30アンペア(A) | 1,023円00銭 |
| 契約電流40アンペア(A) | 1,364円40銭 |
| 契約電流50アンペア(A) | 1,705円00銭 |
| 契約電流60アンペア(A) | 2,046円00銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単価(税率10%) |
|-------------------------------------|-----------|
| 最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき | 23円98銭 |
| 120キロワット時(kWh)をこえ280キロワット時(kWh)までの | 29円37銭 |

| | |
|--|-----------|
| 1 キロワット時 (kWh) につき | |
| 280 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき | 31 円 61 銭 |

(2) 従量電灯 L、HK 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|----------------------------|------------|
| | 単価(税率 10%) |
| 契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき | 341 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|--|------------|
| | 単価(税率 10%) |
| 最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき | 23 円 98 銭 |
| 120 キロワット時 (kWh) をこえ 280 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき | 29 円 37 銭 |
| 280 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき | 31 円 61 銭 |

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワット (kW) の場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワット (kW) の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

| | |
|---------------------|--------------|
| | 単価(税率 10%) |
| 契約電力 1 キロワット(kW)につき | 1,161 円 50 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|--------------------------|------------|
| | 単価(税率 10%) |
| 使用電力量 1 キロワット時 (kWh) につき | 17 円 68 銭 |

13 延滞利息

供給約款 25 (延滞利息) (2)に定める係数は、次のとおりといたします。

| | |
|-----|------------------|
| 係 数 | $\frac{10}{110}$ |
|-----|------------------|

14 燃料費調整

(1) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イに定める α 、 β および γ の値は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

| 供給区域 | 係数 |
|----------------|--|
| 東京電力パワーグリッド(株) | $\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$ |
| 中部電力パワーグリッド(株) | $\alpha = 0.0275$ $\beta = 0.4792$ $\gamma = 0.4275$ |
| 関西電力送配電(株) | $\alpha = 0.0140$ $\beta = 0.3483$ $\gamma = 0.7227$ |
| 中国電力ネットワーク(株) | $\alpha = 0.1543$ |
| | $\beta = 0.1322$ |
| | $\gamma = 0.9761$ |
| 四国電力送配電(株) | $\alpha = 0.2104$ |
| | $\beta = 0.0541$ |
| | $\gamma = 1.0588$ |
| 九州電力送配電(株) | $\alpha = 0.0053$ |
| | $\beta = 0.1861$ |
| | $\gamma = 1.0757$ |
| 東北電力ネットワーク(株) | $\alpha = 0.1152$ |
| | $\beta = 0.2714$ |
| | $\gamma = 0.7386$ |
| 北陸電力送配電(株) | $\alpha = 0.2303$ |
| | - |
| | $\gamma = 1.1441$ |
| 北海道電力ネットワーク(株) | $\alpha = 0.4699$ |
| | - |
| | $\gamma = 0.7879$ |

- (2) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

| 供給区域 | 基準燃料価格 |
|----------------|----------|
| 東京電力パワーグリッド(株) | 44,200 円 |
| 中部電力パワーグリッド(株) | 45,900 円 |
| 関西電力送配電(株) | 27,100 円 |
| 中国電力ネットワーク(株) | 26,000 円 |
| 四国電力送配電(株) | 26,000 円 |

| | |
|----------------|----------|
| 九州電力送配電(株) | 27,400 円 |
| 東北電力ネットワーク(株) | 31,400 円 |
| 北陸電力送配電(株) | 21,900 円 |
| 北海道電力ネットワーク(株) | 37,200 円 |

- (3) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (2)に定める基準単価は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

なお、最低料金適用電力量とは、関西電力送配電(株)および中国電力ネットワーク(株)の場合、1 契約につき最初の 15 キロワット時 (kWh) までの最低料金が適用される電力量をいいます。四国電力送配電(株)の場合、1 契約につき最初の 11 キロワット時 (kWh) までの最低料金が適用される電力量をいいます。

| 供給区域 | 基準単価 | |
|--------------------------------------|--------------------|--------------|
| | | |
| 東京電力パワーグリッド(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | 23 銭 2 厘 |
| 中部電力パワーグリッド(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | 23 銭 3 厘 |
| 関西電力送配電(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | 16 銭 5 厘 |
| 関西電力送配電(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | 2 円 47 銭 5 厘 |
| 中国電力ネットワーク(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | 24 銭 5 厘 |
| 中国電力ネットワーク(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | 3 円 68 銭 0 厘 |
| 四国電力送配電(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | 19 銭 6 厘 |
| 四国電力送配電(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | 2 円 15 銭 4 厘 |
| 九州電力送配電(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | 13 銭 6 厘 |
| 東北電力ネットワーク(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | 22 銭 1 厘 |
| 北陸電力送配電(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | 16 銭 1 厘 |
| 北海道電力ネットワーク(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | 19 銭 7 厘 |

15 離島ユニバーサルサービス調整

- (1) 供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イに定める α 、 β および γ の値は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

| 供給区域 | 係数 |
|----------------|-------------------|
| 東京電力パワーグリッド(株) | - |
| | - |
| | - |
| 中部電力パワーグリッド(株) | - |
| | - |
| | - |
| 関西電力送配電(株) | - |
| | - |
| | - |
| 中国電力ネットワーク(株) | - |
| | - |
| | - |
| 四国電力送配電(株) | - |
| | - |
| | - |
| 九州電力送配電(株) | $\alpha = 1.0000$ |
| | - |
| | - |
| 東北電力ネットワーク(株) | - |
| | - |
| | - |
| 北陸電力送配電(株) | - |
| | - |
| | - |
| 北海道電力ネットワーク(株) | - |
| | - |
| | - |

- (2) 供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

| 供給区域 | 離島基準燃料価格 |
|----------------|----------|
| 東京電力パワーグリッド(株) | - |
| 中部電力パワーグリッド(株) | - |
| 関西電力送配電(株) | - |
| 中国電力ネットワーク(株) | - |
| 四国電力送配電(株) | - |

| | |
|----------------|----------|
| 九州電力送配電(株) | 52,500 円 |
| 東北電力ネットワーク(株) | - |
| 北陸電力送配電(株) | - |
| 北海道電力ネットワーク(株) | - |

- (3) 供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (2) に定める離島基準単価は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

| 供給区域 | 離島基準単価 | |
|--------------------------------------|--------------------|-----|
| 東京電力パワーグリッド(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | - |
| 中部電力パワーグリッド(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | - |
| 関西電力送配電(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | - |
| 関西電力送配電(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | - |
| 中国電力ネットワーク(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | - |
| 中国電力ネットワーク(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | - |
| 四国電力送配電(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | - |
| 四国電力送配電(株)で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合 | 1 キロワット時 (kWh) につき | - |
| 九州電力送配電(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | 3 厘 |
| 東北電力ネットワーク(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | - |
| 北陸電力送配電(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | - |
| 北海道電力ネットワーク(株) | 1 キロワット時 (kWh) につき | - |

16 卸電力調整

供給約款別表 4 (卸電力調整) (1) に定める B (還元調整基準単価) , C (追加調整基準単価) の値 (税抜) は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

| 供給区域 | B 還元調整基準単価 | C 追加調整基準単価 |
|----------------|------------|------------|
| 東京電力パワーグリッド(株) | 7.00 円 | 16.00 円 |
| 中部電力パワーグリッド(株) | 5.00 円 | 15.00 円 |
| 関西電力送配電(株) | 5.00 円 | 15.00 円 |

| | | |
|----------------|--------|---------|
| 中国電力ネットワーク(株) | 5.00 円 | 15.00 円 |
| 四国電力送配電(株) | 5.00 円 | 15.00 円 |
| 九州電力送配電(株) | 5.00 円 | 15.00 円 |
| 東北電力ネットワーク(株) | 7.00 円 | 16.00 円 |
| 北陸電力送配電(株) | 5.00 円 | 15.00 円 |
| 北海道電力ネットワーク(株) | 8.00 円 | 20.00 円 |

17 そ の 他

この料金表において定義のない言葉の意味およびこの料金表に定めのないその他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この料金表は、2022年4月30日から実施いたします。



2022年4月30日
株式会社グリムスパワー